

「いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～」助成要項

社会福祉法人 大阪府共同募金会

1 趣 旨

- ・新型コロナウイルスの影響が長期化する中、生活に困窮される方々の増加が見られるなど、いのちに直接関係する支援が必要とされてきています。
- ・依然として新型コロナウイルスの終息時期は見通せず、福祉的な支援の必要性は継続していることから、大阪府共同募金会では、緊急に「いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～」助成事業を実施いたします。

2 助成対象団体

子ども食堂、子どもの居場所づくり、生活困窮世帯への食料品提供等による生活支援等の活動を行っている団体（任意団体も含む）

3 助成対象事業

食支援を中心として、食をはじめ生活に困っている人、居場所を失った人などへの支援活動

4 助成対象外事業

- ・活動の対価として報酬を受けたり、営利のために行う事業
- ・他の補助金との重複や公的補助の対象となる事業
- ・政治、宗教、組合の運動の手段として行う事業

5 対象経費

助成対象事業の下記の費用

- ・食 材 費：活動実施に伴い購入した食材費
- ・旅費交通費：活動実施に協力した方の交通費（実費）
- ・通信運搬費：活動実施に伴う電話・F A Xの使用料
- ・消耗器具備品費：活動実施に伴い購入した消耗品及び備品の購入費
- ・印刷製本費：活動実施に伴う印刷経費（チラシ、看板等）
- ・水道光熱費：活動実施に伴い支払う電気、ガス、水道代
- ・賃 借 料：活動実施に伴う会場の賃借料、レンタル料等
(貴団体・貴団体関係者所有する会場を使用した場合は対象外)
- ・車 両 費：活動実施に伴う車両の燃料費等
- ・保 険 料：ボランティア行事保険料

6 助成事業実施の対象期間

令和4年1月4日（火）～令和4年3月31日（木）までに実施される事業

※ただし、新型コロナウイルスの感染状況に伴い、予定していた事業が実施できなかった場合は6月30日（木）まで延長を認める。

7 助成金額

1団体あたりの助成額の上限：100万円

1団体あたりの助成額の下限：5万円

8 助成総額：500万円

9 助成申請方法

助成申請書を本会にメールで提出してください。（代表者印の押印は不要です）
団体の規約又は会則も同時に提出してください。

10 助成決定

- ・助成決定は、応募団体あてに通知を郵送します。
- ・助成金は精算払いとします。
- ・助成決定団体には、活動終了後1か月以内に活動・精算報告書及び経費の領収書のコピーを提出していただき、本会で確認の上送金します。
- ・報告書の様式は助成決定時にお示しいたします。
- ・活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。

11 助成決定までの日程

- ・申請受付：令和4年1月4日（火）～1月28日（金）（必着）
- ・結果通知：令和4年2月中旬（予定）
- ・活動・精算報告書及び経費の領収書（コピー）の提出期限：事業終了後1か月以内
- ・助成金の送付時期：上記活動・精算報告書及び経費の領収書（コピー）内容に問題がないと当会が判断した後1か月以内

12 本件の担当・お問い合わせ先

大阪府共同募金会（担当：西田、桜淵、熊谷）

E-mail: ai-kibou@akaihane-osaka.or.jp / TEL.06-6762-8717